



SBS HOLDINGS

For Your Dreams.

第35期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年3月25日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時30分)

場所

東武ホテルレバント東京4階「錦」
東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

(証券コード：2384)

SBSホールディングス株式会社



SBSロジコム(株) 南港物流センター

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナ禍の中で大変苦しい1年でしたが、下期から需要が回復したおかげで、期初計画を修正せず走り続けて来られました。しかし、未だに苦しんでいる企業や個人の皆様のことを考えれば、複雑な思いを拭うことができません。私たち物流業は人々の生活の根幹を支える重要なインフラであると再認識した1年でもありました。

SBSグループは、このような状況下でも将来を見据えた投資を着々と進めています。昨年11月には東芝ロジスティクス(株)が加わり、本年1月末には東洋運輸倉庫(株)がグループに加わりました。(株)日本政策投資銀行との共同事業である「日本物流未来投資ファンド」でも相当数の企業を検討しており、M&Aを通じたグループの総合力強化を着々と進めています。

物流施設開発の投資も加速させています。神奈川県横浜市、愛知県一宮市、千葉県野田市にそれぞれ物流施設の着工を予定しています。現在、SBSグループでは70万坪の倉庫を使用していますが、早期に100万坪まで拡大する計画です。

また、今年はSBSグループにとって“ロボット元年”でもあります。昨春、専門の組織を創設しました。自動化技術を研究し、現場への導入を検討しています。

2021年のグループスローガンは、“交”です。まだ、先を見通すことが非常に難しい状況下ですが、グループ融合と交わりを加速して、この困難を乗り越えてまいりますので、株主様のさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。



2021年3月

代表取締役社長

鎌田正彦

証券コード2384
2021年3月5日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主各位

東京都墨田区太平四丁目1番3号
SBSホールディングス株式会社
代表取締役社長 鎌田正彦

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、厚生労働省のウェブサイトに掲載の感染予防対策等を事前にご確認いただくとともに、当日の健康状態や体調等に十分ご配慮の上、ご無理をなされないようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、株主様の感染リスクを避けるため、可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時	2021年3月25日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 開催場所	東武ホテルレバント東京 4階 「錦」 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項	報告事項 (1) 第35期(2020年1月1日から2020年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第35期(2020年1月1日から2020年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	監査等委員でない取締役10名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案	監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件

**4. 招集にあたっての
決定事項**

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしします。
- (2) インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとしします。

■ 本総会の招集に際して株主の皆様へ提供する書面のうち、以下の書面につきましては法令および当社定款第17条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」

■ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト▶▶▶▶

<https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/meeting/>

株主総会招集ご通知の受領方法のお知らせ

株主総会招集ご通知は、次回の株主総会より電子メールでお送りすることができます。ご希望の株主様は、パソコンまたはスマートフォンにより、**次ページに記載の議決権行使サイト**にてお手続きください。

なお、携帯電話でのお手続きはできません。また、携帯メールアドレスを指定することもできませんので、ご了承ください。

以上

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席の場合



当日は、本招集ご通知をご持参ください。また、同封の**議決権行使書の右片を切り離さず**に会場受付にご提出ください。

なお、ご捺印は不要です。

開催日時 2021年3月25日(木曜日) 午前10時(受付開始：午前9時30分)

開催場所 東武ホテルレバント東京 4階「錦」
東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するよう、ご投函ください。なお、切手の貼付は不要です。

行使期限 2021年3月24日(水曜日) 午後6時到着分まで有効

◎各議案について、賛否の表示がない議決権行使書を提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

3 インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から以下の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書に記載してあります「**ログインID**」および「**仮パスワード**」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年3月24日(水曜日) 午後6時入力分まで有効
(議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>)



インターネットで議決権を行使される場合の手続き

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ行使いただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面にしたがって当該サイトをご利用ください。
なお、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを中止しております。
- ② インターネットのご利用環境、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。
- ③ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) のご不明な点は、下記のヘルプデスクにお問い合わせください。



(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料などの費用につきましては、株主様のご負担となります。

ヘルプデスク

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 午前9時～午後9時



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会のモニタリング機能の強化、経営の透明性の一層の向上と監査機能の充実および業務執行の機動性のさらなる向上によって、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の一層の拡大を目指すため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款および変更案は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第18条 (条文省略)	第1条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は15名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の <u>監査等委員でない</u> 取締役は、15名以内とし、 <u>監査等委員である</u> 取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新設)	(取締役の選任方法) 第20条 (現行どおり) <u>2 監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区分して株主総会において選任する。</u>
<u>2</u> 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	<u>3</u> (現行どおり)

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

第22条 (条文省略)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会はその決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (現行どおり)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2 (現行どおり)

3 取締役会はその決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 (現行どおり)

(新設)

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

- 2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

第28条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第33条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (現行どおり)

第29条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第31条 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は、監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

- 2 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(削除)

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。

- 2 監査等委員会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(削除)

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、取締役会決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(削除)

2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(削除)

第42条 ~ 第44条 (条文省略)

第38条 ~ 第40条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第47条 ~ 第49条 (条文省略)	第43条 ~ 第45条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)
	第1条 2020年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第41条の定めによるところによる。

第2号議案 監査等委員でない取締役10名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員でない取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員でない取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名		現在の当社における地位	現在の当社における担当および当社グループにおける地位	取締役会出席状況
1	かま た まさ ひこ 鎌田 正彦	再任	代表取締役社長 代表執行役員	経営全般担当 SBSロジコム(株) 代表取締役社長 SBS即配サポート(株) 代表取締役	16回/16回 (100%)
2	いり やま けん いち 入山 賢一	再任	取締役 専務執行役員	経営全般社長補佐 監査部、情報システム部担当	16回/16回 (100%)
3	たい ぢ まさ と 泰地 正人	再任	取締役 常務執行役員	人事部、総務部、法務室、 物流品質管理部担当	16回/16回 (100%)
4	た なか やす ひと 田中 康仁	新任	執行役員 経営企画部長	経営企画部担当	—
5	わか まつ かつ ひさ 若松 勝久	再任	取締役	SBSリコーロジスティクス(株) 代表取締役 社長執行役員	16回/16回 (100%)
6	か とう はじめ 加藤 元	再任	取締役	SBSフレック(株)代表取締役社長	11回/11回 (100%)
7	さ とう ひろ あき 佐藤 広明	新任	—	SBS東芝ロジスティクス(株) 代表取締役社長	—
8	いわ さき じ ろう 岩崎 二郎	再任 社外 独立	社外取締役		15回/16回 (94%)
9	せき もと てつ や 関本 哲也	再任 社外 独立	社外取締役		16回/16回 (100%)
10	ほし しゅう いち 星 秀一	再任 社外 独立	社外取締役		16回/16回 (100%)

- (注) 1. 当社の取締役およびグループ会社の代表取締役などの経営陣幹部は、人格に優れ、求められる責務を遂行できる知識と経験、能力を有する人物を候補者としております。
2. 加藤元氏の取締役会出席状況は、2020年3月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。



◆ 所有する当社株式数

14,388,400株

◆ 取締役会出席回数

16回／16回 (100%)

◆ 取締役在任年数

33年

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1979年 4月 東京佐川急便(株) (現佐川急便(株)) 入社
- 1987年 12月 (株)関東即配 (現当社) 取締役
- 1988年 3月 当社 代表取締役社長 (現任)
- 2004年 3月 当社 代表執行役員 (現任)
- 同年 6月 雪印物流(株) (現SBSフレック(株)) 取締役 (現任)
- 同年 9月 (株)ゼロ 社外取締役 (現任)
- 2005年 9月 東急ロジスティック(株) (現SBSロジコム(株))
代表取締役社長 (現任)
- 2006年 1月 (株)全通 (現SBSゼンツウ(株)) 取締役 (現任)
- 2013年 7月 一般財団法人 鎌田財団 (現公益財団法人SBS鎌田財団)
代表理事 (現任)
- 2017年 6月 SBS即配サポート(株) 代表取締役 (現任)
- 2018年 8月 リコーロジスティクス(株) (現SBSリコーロジスティクス(株))
取締役 (現任)
- 2020年 11月 東芝ロジスティクス(株) (現SBS東芝ロジスティクス(株))
取締役 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

- SBSロジコム(株) 代表取締役社長
- SBS即配サポート(株) 代表取締役
- 公益財団法人SBS鎌田財団 代表理事

◆ 取締役候補者とした理由

鎌田正彦氏は、1987年12月に当社を創業以来、33年間にわたり当社および当社グループを牽引し、当社を物流業界において飛躍的な成長に導きました。今後も、当社グループが永続的に成長・発展するためには、引き続き同氏の強いリーダーシップが必要であると判断し、取締役候補といたしました。

候補者
番号

2

いりやま けんいち
入山 賢一

(1951年10月22日生)

再任



◆ 所有する当社株式数

144,000株

◆ 取締役会出席回数

16回/16回 (100%)

◆ 取締役在任年数

18年

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1974年 4月 (株)日本長期信用銀行 (現(株)新生銀行) 入行
- 2002年 6月 (株)エスピーエス (現当社) 入社 経営企画室長
- 2003年 3月 当社 取締役 管理部長
- 2004年 3月 当社 常務執行役員
- 同年 6月 雪印物流(株) (現SBSフレック(株)) 取締役 (現任)
- 2005年 9月 東急ロジスティック(株) (現SBSロジコム(株)) 取締役 (現任)
- 2006年 1月 (株)全通 (現SBSゼンツウ(株)) 取締役 (現任)
- 同年 3月 当社 常務取締役
- 2007年 1月 (株)エーマックス (現SBSアセットマネジメント(株))
代表取締役 社長
- 2012年 3月 マーケティングパートナー(株) 取締役
- 2019年 3月 当社 取締役 専務執行役員 (現任)
経営全般社長補佐、監査部、情報システム部担当

◆ 取締役候補者とした理由

入山賢一氏は、金融機関で蓄積した経験と知見を活かし、取締役として当社グループのガバナンス体制の強化に努めてまいりました。今後も、同氏の実績と経験が当社グループのさらなる企業価値向上に必要であると判断し、取締役候補といたしました。

候補者
番号

3

たい ち まさ と
泰地 正人

(1961年10月24日生)

再任



◆ 所有する当社株式数

13,100株

◆ 取締役会出席回数

16回／16回 (100%)

◆ 取締役在任年数

4年

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1984年 4月 東急運輸(株) (現SBSロジコム(株)) 入社
- 2004年 9月 東急ロジスティック(株) (現SBSロジコム(株)) 人事部長
- 2006年 3月 ティーエルロジコム(株) (現SBSロジコム(株))
執行役員 人事部長
- 2010年 3月 同社 執行役員 経営企画部長
- 2013年 3月 当社 執行役員 人事総務部長
- 2017年 3月 当社 取締役
- 2019年 3月 当社 取締役 常務執行役員 (現任)
人事部、総務部、法務室、物流品質管理部担当

◆ 取締役候補者とした理由

泰地正人氏は、経営企画、人事、総務、法務などの企画・管理部門業務に携わっており、その幅広い職務経験と知見を引き続き経営に活かしていただけると判断し、取締役候補といたしました。

候補者
番号

4

た なか やす ひと
田中 康仁

(1964年7月31日生)

新任



◆ 所有する当社株式数
一 株

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1987年 4月 (株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
 2010年 11月 当社入社 経営企画部次長
 2013年 7月 マーケティングパートナー(株) 代表取締役
 2014年 9月 当社 経営管理部長
 2016年 3月 当社 執行役員 経営管理部長
 同月 (株)エーマックス (現S B S アセットマネジメント(株))
 取締役 (現任)
 同月 (株)エルマックス 取締役 (現任)
 2018年 8月 リコーロジスティクス(株) (現S B S リコーロジスティクス(株))
 取締役 (現任)
 同年 12月 当社 執行役員 経営企画部長 (現任)
 2020年 11月 東芝ロジスティクス(株) (現S B S 東芝ロジスティクス(株))
 取締役 (現任)

◆ 取締役候補者とした理由

田中康仁氏は、金融機関における経験と知見を活かし、これまで当社の企画部門業務やグループ会社の経営に携わってまいりました。今後も、その幅広い職務経験と知見を経営に活かしていただけると判断し、取締役候補といたしました。



- ◆ 所有する当社株式数
一株
- ◆ 取締役会出席回数
16回/16回 (100%)
- ◆ 取締役在任年数
2年

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1982年 3月 (株)リコー 入社
- 2003年 4月 同社 総合経営企画室 経営管理部長
- 2005年 4月 同社 オフィス事業統括センター 事業戦略室長
- 2008年 4月 同社 生産統括センター 所長
- 2011年10月 リコーロジスティクス(株) (現SBSリコーロジスティクス(株))
取締役 執行役員 経営管理本部長
- 2013年 4月 同社 取締役 専務執行役員
同年10月 同社 代表取締役 社長執行役員 (現任)
- 2019年 3月 当社 取締役 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

SBSリコーロジスティクス(株) 代表取締役 社長執行役員

◆ 取締役候補者とした理由

若松勝久氏は、長年にわたり機械メーカーの管理部門の責任者として勤務し、そこで蓄積した業務経験と会社役員としての経営能力を、今後も当社の取締役として活かしていただけるものと判断し、取締役候補といたしました。

候補者
番号

6

かとう はじめ
加藤 元

(1960年3月26日生)

再任



◆ 所有する当社株式数

一株

◆ 取締役会出席回数

11回／11回 (100%)

◆ 取締役在任年数

1年

◆ 略歴、当社における地位および担当

1982年 4月 キリンビール(株) 入社

2005年 9月 同社 近畿圏統轄本部 近畿圏営業推進部部长

2010年10月 キリンビジネスシステム(株) 物流・生産統轄部長

2013年 3月 キリン物流(株) 取締役 東日本支社長

2014年 4月 キリングループロジスティクス(株) 代表取締役 社長

2018年 4月 キリンビール(株) 執行役員 マーケティング本部副本部長

2019年 6月 当社 顧問

同年12月 S B S フレック(株) 副社長執行役員

2020年 3月 同社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

同月 当社 取締役 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

S B S フレック(株) 代表取締役社長

◆ 取締役候補者とした理由

加藤元氏は、長年にわたり飲料メーカーに勤務し、そこで蓄積した豊富な業務経験と会社役員として培った経営能力を、今後も当社の取締役として活かしていただけるものと判断し、取締役候補といたしました。



◆ 所有する当社株式数
一 株

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1984年 4月 (株)東芝 入社
- 2002年10月 同社 通信システム事業部日野伝送通信システム部長
- 2003年 4月 同社 通信システム事業部通信映像プラットフォーム設計部長
- 2006年 4月 同社 府中事業所副所長
- 2013年 6月 同社 府中事業所長
- 2014年 6月 東芝インターナショナル米国社 社長
- 2017年 6月 東芝ロジスティクス(株) (現S B S 東芝ロジスティクス(株))
代表取締役社長 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

S B S 東芝ロジスティクス(株) 代表取締役社長

◆ 取締役候補者とした理由

佐藤広明氏は、長年にわたり電機メーカーに勤務し、そこで蓄積した豊富な業務経験と会社役員として培った経営能力を、当社の取締役として活かしていただけるものと判断し、取締役候補といたしました。

候補者
番号

8

いわさき じろう
岩崎 二郎

(1945年12月6日生)

再任

社外

独立



◆ 所有する当社株式数

200株

◆ 取締役会出席回数

15回／16回 (94%)

◆ 社外取締役在任年数

6年

◆ 略歴、当社における地位および担当

1974年 4月 TDK(株) 入社

1996年 6月 同社 取締役 人事教育部長

1998年 6月 同社 常務取締役 記録メディア本部長

2006年 6月 同社 取締役 専務執行役員

2008年 3月 GCA(株) 社外監査役

2009年 6月 (株)JVCケンウッド 取締役 執行役員常務 コーポレート戦略部長

2011年 3月 当社 社外監査役

同年 4月 帝京大学 経済学部経営学科教授

2015年 3月 当社 社外取締役 (現任)

2016年 3月 GCA(株) 社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)

同年 6月 ルネサスエレクトロニクス(株) 社外取締役 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

GCA(株) 社外取締役 (常勤監査等委員)

ルネサスエレクトロニクス(株) 社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由

岩崎二郎氏は、長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役候補といたしました。

※当社の社外取締役の独立性に関する基準は、当社のウェブサイト「SBSホールディングスコーポレートガバナンス・ガイドライン」で開示しております。
(https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/pdf/sbsh_cg_guideline_201101.pdf)

候補者
番号

9

せきもと てつ や
関本 哲也

(1956年2月26日生)

再任

社外

独立



◆ 所有する当社株式数

一株

◆ 取締役会出席回数

16回/16回 (100%)

◆ 社外取締役在任年数

7年

◆ 略歴、当社における地位および担当

1989年4月 東京弁護士会弁護士登録

北・木村法律税務事務所 入所

1991年4月 さくら総合法律会計事務所（現デルソーレさくら法律事務所）設立

2012年1月 公洋ケミカル(株) 監査役（現任）

同年11月 デルソーレ・コンサルティング(株) 代表取締役

2013年6月 ミツミ電機(株) 社外取締役

2014年3月 当社 社外取締役（現任）

同年5月 (株)プレミアムバリューバンク 社外監査役

2015年5月 (株)サマンサタバサジャパンリミテッド 社外取締役

2020年3月 (株)I B J 社外取締役（現任）

◆ 重要な兼職の状況

弁護士

(株)I B J 社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由

関本哲也氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識、および社外役員としての経験と知見を有しており、引き続き当社のコンプライアンス経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補といたしました。

※当社の社外取締役の独立性に関する基準は、当社のウェブサイト「SBSホールディングスコーポレートガバナンス・ガイドライン」で開示しております。
(https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/pdf/sbsh_cg_guideline_201101.pdf)

候補者
番号

10

ほし
星 しゅういち
秀一

(1955年9月6日生)

再任

社外

独立



◆ 所有する当社株式数

2,000株

◆ 取締役会出席回数

16回／16回 (100%)

◆ 社外取締役在任年数

2年

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1979年 4月 伊藤忠商事(株) 入社
- 1998年 9月 (株)ファミリーコーポレーション 取締役
- 2002年12月 (株)雪印アクセス(現(株)日本アクセス) 取締役
- 2009年 4月 伊藤忠商事(株) 食品流通部門長
- 2010年 4月 同社 執行役員
- 2011年 4月 伊藤忠食品(株) 代表取締役副社長
- 2013年 6月 同社 代表取締役社長
- 2016年 6月 同社 取締役 相談役
- 2017年 6月 同社 理事 (現任)
- 2018年 4月 当社 非常勤顧問
- 2019年 3月 当社 社外取締役 (現任)
- 2020年 6月 森永製菓(株) 社外取締役 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

- 伊藤忠食品(株) 理事
- 森永製菓(株) 社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由

星秀一氏は、長年にわたり総合商社の食品物流部門の責任者として勤務し、そこで蓄積した業務経験と会社役員として培った経営能力を、引き続き当社の取締役として活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補といたしました。

※当社の社外取締役の独立性に関する基準は、当社のウェブサイト「SBSホールディングスコーポレートガバナンス・ガイドライン」で開示しております。
(https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/pdf/sbsh_cg_guideline_201101.pdf)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩崎二郎、関本哲也および星秀一の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩崎二郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となりますが、社外取締役就任前に社外監査役として4年の在任期間があります。また、関本哲也氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。星秀一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、当社定款の規定にもとづき、岩崎二郎、関本哲也および星秀一の3氏との間で会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しておりますが、3氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を継続する予定であります。
- なお、責任限定契約の概要は、いずれも会社法第423条第1項の責任について、取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とするものであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。本議案で選任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. ①当社は、岩崎二郎および関本哲也の両氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として同取引所に届け出ております。当社は、両氏が当社の定める社外取締役の独立性基準からも十分に独立性を有しているものと判断しており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- ②星秀一氏は、「略歴、当社における地位および担当」に記載のとおり、過去、当社子会社の取引先である伊藤忠食品㈱の取締役を務めており、現在も同社の理事の職にあります。同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても連結売上高の2%に満たないものであり、当社が定める社外取締役の独立性基準に照らし、十分に独立性を有しているものと判断しております。そのため、当社は、同氏の選任が承認された場合には、新たに東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定にもとづく取締役会決議があったとみなす書面決議が、2020年11月および12月に計2回ありました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	やました やすひろ 山下 泰博	新任 常勤監査役	16回/16回 (100%)	14回/14回 (100%)
2	まつもと まさと 松本 正人	新任 社外 社外監査役	16回/16回 (100%)	14回/14回 (100%)
3	つじ 辻 さちえ	新任 社外 独立	—	—

(注) 当社の取締役およびグループ会社の代表取締役などの経営陣幹部は、人格に優れ、求められる責務を遂行できる知識と経験、能力を有する人物を候補者としております。



◆ 所有する当社株式数

24,500株

◆ 取締役会出席回数

16回／16回 (100%)

◆ 監査役会出席回数

14回／14回 (100%)

◆ 監査役在任年数

6年

◆ 略歴、当社における地位

- 1981年 4月 (株)ユニード (現(株)ダイエー) 入社
- 2004年 5月 同社 財務部長
- 2005年11月 (株)エスピーエス (現当社) 入社 財務部長
- 2006年 3月 当社 執行役員 財務部長
- 2014年 9月 当社 執行役員
- 2015年 3月 当社 常勤監査役 (現任)
- 同月 S B S ロジコム(株) 監査役 (現任)
- 同月 S B S フレック(株) 監査役 (現任)
- 同月 S B S ゼンツウ(株) 監査役 (現任)
- 2018年 8月 リコーロジスティクス(株) (現S B S リコーロジスティクス(株))
監査役 (現任)
- 2020年11月 東芝ロジスティクス(株) (現S B S 東芝ロジスティクス(株))
監査役 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

- S B S ロジコム(株) 監査役
- S B S リコーロジスティクス(株) 監査役
- S B S 東芝ロジスティクス(株) 監査役

◆ 監査等委員である取締役候補者とした理由

山下泰博氏は、前職の小売業より一貫して経理・財務部門業務に携わっており、これまでの幅広い職務経験と常勤監査役としての経験を、引き続き当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補といたしました。

候補者
番号

2

まつもと まさと
松本 正人

(1957年1月11日生)

新任

社外



◆ 所有する当社株式数

一株

◆ 取締役会出席回数

16回／16回 (100%)

◆ 監査役会出席回数

14回／14回 (100%)

◆ 社外監査役在任年数

2年

◆ 略歴、当社における地位

- 1979年 4月 野村証券投資信託販売(株) 入社
- 1998年 6月 国際証券(株) 京都支店長
- 2001年 4月 同社 執行役員
- 2002年 9月 三菱証券(株) (現三菱UFJ証券ホールディングス(株)) 執行役員
- 2010年 5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 常務執行役員 大阪支店長
- 2012年 6月 同社 専務 取締役
- 2013年 6月 同社 代表取締役 副社長
- 2015年 7月 同社 代表取締役 副社長
兼 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員
- 2016年 6月 MUSビジネスサービス(株) 代表取締役 会長
- 2017年 7月 当社 非常勤顧問
- 2018年 6月 (株)サンドラッグ 社外取締役 (現任)
- 2019年 3月 当社 社外監査役 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

(株)サンドラッグ 社外取締役

◆ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

松本正人氏は、金融機関における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの幅広い見識を、引き続き当社の監査に反映していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補といたしました。



◆ 所有する当社株式数
一 株

◆ 略歴、当社における地位

1996年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1999年4月 公認会計士登録
2015年7月 (株)エスプラス 代表取締役（現任）
同月 辻さちえ公認会計士事務所 所長（現任）
2016年6月 一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事（現任）
2017年6月 (株)シーボン 社外監査役（現任）

◆ 重要な兼職の状況

(株)エスプラス 代表取締役
辻さちえ公認会計士事務所 所長
一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事
(株)シーボン 社外監査役

◆ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

辻さちえ氏は、公認会計士としての専門的知識・経験に加え、内部統制、内部監査、コンプライアンスに関する業務に長年取り組まれた経験を有しております。これらの専門的な知見を、当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補といたしました。

※当社の社外取締役の独立性に関する基準は、当社のウェブサイト「SBSホールディングス コーポレートガバナンス・ガイドライン」で開示しております。
(https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/pdf/sbsh_cg_guideline_201101.pdf)

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 松本正人および辻さちえの両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 松本正人氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
 4. 当社は、定款の規定にもとづき、松本正人氏との間で会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、辻さちえ氏の選任が承認された場合についても、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約であります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。本議案で選任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 6. 当社は、辻さちえ氏が選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出る予定であります。
 7. 松本正人氏は、過去5年間において当社の特定関係事業者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)の取締役であったことがあります。
 8. 辻さちえ氏は、婚姻により上田姓となりましたが、公認会計士などの業務を旧姓の辻で行っております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことに備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

すず き とも ゆき
鈴木 知幸

(1976年6月14日生)

社外

独立



◆ 略歴

2003年10月 第一東京弁護士会 弁護士登録
同月 長島・大野・常松法律事務所 入所
2004年11月 東京丸の内法律事務所 入所
2019年1月 同事務所 代表代行
同年6月 税理士登録

現在に至る

◆ 所有する当社株式数
一 株

◆ 重要な兼職の状況

弁護士
税理士

◆ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

鈴木知幸氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度で専門的な知識を当社の監査に反映していただき、その職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補といたしました。

- (注) 1. 候補者は、当社との間で法律顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は年間0.5百万円未満であり、候補者および当社のいずれにおいてもその独立性に影響を与えるものではありません。また候補者が所属する事務所と当社との間には、法律顧問契約その他の特別の利害関係はありません。
2. 候補者が監査等委員である取締役になされた場合は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出る予定であります。また、当社定款の規定にもとづき、同氏との間で会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とするものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、1999年12月22日開催の株主総会の決議において、年額144百万円以内と決議をいただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬限度額を廃止し、監査等委員でない取締役の報酬額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、従来どおり監査等委員でない取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与を含まないものとするを併せてご決議いただきたいと思います。

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は10名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事績も考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. S B Sグループの現況

(1) 当期事業の概況

① 事業の経過およびその成果

当期は、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な経済活動の抑制や輸出入の減少が続くなか、物流業界においても企業間物流の需要減少など、厳しい経営環境に直面しました。他方、外出自粛に伴う「巣ごもり消費」を背景に、食品・日用品など生活必需品やネット通販などの需要拡大が続いており、当社グループはお客様、取引先ならびに従業員の感染防止と安全確保を最優先に取り組みながら、こうした需要に応えるべく積極的な対応を図ってまいりました。

さらに、2020年11月2日には東芝ロジスティクス(株) (現S B S東芝ロジスティクス(株)) の株式66.6%を取得し、当社の連結子会社としました。同社の損益は2021年12月期から連結対象とりますが、当社グループはこれによってサービスラインナップのさらなる拡充と海外ネットワークの強化を図り、物流サプライチェーンをさらに強固にサポートする体制を整えました。

当期の業績については、物流事業の収益はほぼ横ばいの一方で、不動産事業の収益増加が寄与し、売上高は前連結会計年度より16億44百万円増 (+0.6%) の2,571億92百万円、営業利益は同7億84百万円増 (+7.7%) の109億60百万円となり、連結売上高・営業利益ともに3期連続で過去最高値を更新しました。また、経常利益は同7億11百万円増 (+7.0%) の108億83百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同7億47百万円増 (+12.3%) の68億26百万円となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

(物流事業)

物流事業では、既存顧客との取引拡大に加え、高い物流機能を求める新規顧客の獲得に注力しました。事務用機器、百貨店、外食などの企業間物流や、海外事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けましたが、即日配送事業において市場拡大を続ける電子商取引（EC）需要の取り込みや、生活物流・ネットスーパーなどの分野における需要拡大は業績の下支えとなりました。

その結果、物流事業の売上高は前連結会計年度より45百万円増（+0.0%）の2,408億18百万円、営業利益は同2億87百万円減（△4.6%）の59億90百万円となりました。

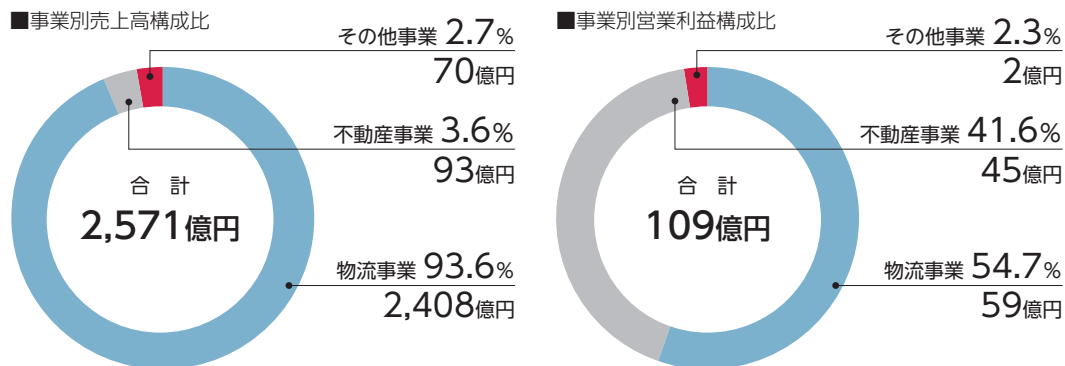
(不動産事業)

不動産事業は、開発事業と賃貸事業で構成されております。開発事業では、グループの3PL事業を推進するために、顧客の物流ニーズに合った大型倉庫を土地の取得から建設まで一貫して行います。賃貸事業では、グループで保有する倉庫、オフィスビル、レジデンス等から賃貸収益を得ています。当社は、将来の投資に向け物流不動産を流動化し資金を回収しており、流動化に伴い計上する収益は不動産事業に含めております。

当期の物流不動産流動化の実績として、長津田物流センター（神奈川県横浜市）の信託受益権の40%を譲渡し、前期に同物流センターの信託受益権の30%を譲渡したのと比較して収益が拡大しました。その結果、不動産事業の売上高は前連結会計年度より15億46百万円増（+19.8%）の93億49百万円、営業利益は同7億71百万円増（+20.4%）の45億58百万円となりました。

(その他事業)

その他事業の主なものは、人材派遣事業、マーケティング事業、太陽光発電事業及び環境事業です。人材派遣事業は厳しい状況にある一方で、太陽光発電事業や環境事業が利益を伸ばした結果、その他事業の売上高は前連結会計年度より52百万円増（+0.7%）の70億24百万円、営業利益は同68百万円増（+36.7%）の2億54百万円となりました。



② 設備投資等の状況

当期における設備投資などの総額は、115億7百万円となりました。物流施設の用地取得や建設、および車両の経常的な更新などの投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

主としてM&Aと設備投資に必要な資金を、取引金融機関から長期・短期借入金を合わせて349億80百万円調達しました。調達した短期借入金のうち199億80百万円は、M&Aに充当する目的で借り入れたつなぎ資金であります。

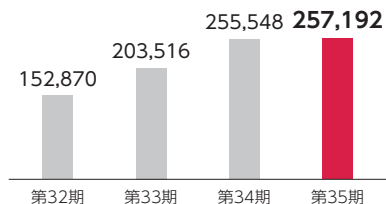
一方で、長期借入金の約定返済が進んだ結果、当期末における借入金の合計額は、前期末に比べて251億12百万円増加し、976億3百万円となりました。

(2) 財産および損益の状況の推移

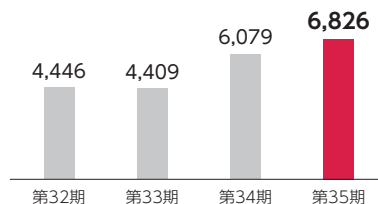
区 分	第 32 期 (2017年12月期)	第 33 期 (2018年12月期)	第 34 期 (2019年12月期)	第 35 期 (当期) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	152,870	203,516	255,548	257,192
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,446	4,409	6,079	6,826
1株当たり当期純利益 (円)	111.94	111.01	153.06	171.88
総資産 (百万円)	127,802	171,796	180,047	254,550
純資産 (百万円)	38,510	48,173	54,077	68,146
1株当たり純資産額 (円)	916.50	1,001.05	1,136.22	1,277.92

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第34期の期首から適用しており、第33期の総資産については当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。

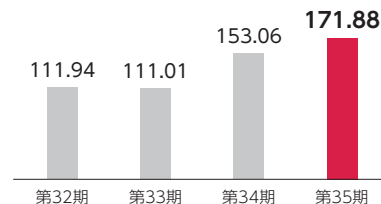
■ 売上高 (百万円)



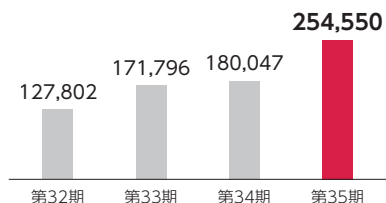
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



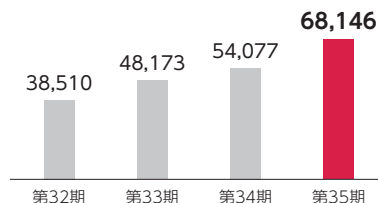
■ 1株当たり当期純利益 (円)



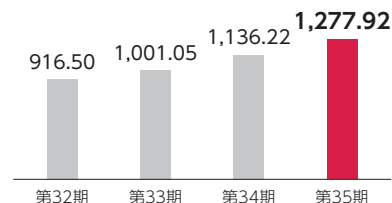
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産額 (円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東芝ロジスティクス(株)	2,128百万円	66.60%	物流事業 (総合物流事業)
東芝物流 (上海) 有限公司	1,500千米ドル	※66.60	物流事業 (国際物流事業)
東芝物流 (杭州) 有限公司	700千米ドル	※66.60	物流事業 (国際物流事業)
東芝物流 (大連) 有限公司	850千米ドル	※66.60	物流事業 (国際物流事業)
東芝物流 (香港) 有限公司	340百万香港ドル	※66.60	物流事業 (国際物流事業)
TOSHIBA LOGISTICS (THAILAND) Co.,Ltd.	64百万タイバーツ	※66.60	物流事業 (国際物流事業)
TOSHIBA LOGISTICS VIETNAM Co.,Ltd.	4,500百万ベトナムドン	※65.93	物流事業 (国際物流事業)
TOSHIBA LOGISTICS AMERICA, Inc.	500千米ドル	※66.60	物流事業 (国際物流事業)
TOSHIBA LOGISTICS EUROPE GmbH	1,000千ユーロ	※66.60	物流事業 (国際物流事業)
S B S リコーロジスティクス(株)	448百万円	66.66	物流事業 (総合物流事業)
RICOH LOGISTICS CORPORATION	300千米ドル	※66.66	物流事業 (国際物流事業)
RICOH INTERNATIONAL LOGISTICS(H.K.)Ltd.	5百万香港ドル	※66.66	物流事業 (国際物流事業)
理光国際貨運代理(深圳) 有限公司	7百万中国元	※66.66	物流事業 (国際物流事業)
S B S ロジコム(株)	2,846百万円	100.00	物流事業 (総合物流事業)
S B S フレイトサービス(株)	100百万円	※100.00	物流事業 (総合物流事業)
S B S グローバルネットワーク(株)	50百万円	※100.00	物流事業 (通関事業)
S B S フレック(株)	218百万円	66.01	物流事業 (食品物流事業)
S B S ゼンツウ(株)	83百万円	100.00	物流事業 (食品物流事業)
S B S 即配サポート(株)	100百万円	100.00	物流事業 (専門物流・環境事業)
S B S ファイナンス(株)	150百万円	100.00	リース・販売事業、保険代理事業
S B S スタッフ(株)	70百万円	100.00	人材事業
マーケティングパートナー(株)	10百万円	100.00	マーケティング事業
S B S アセットマネジメント(株)	160百万円	100.00	不動産事業

- (注) 1. ※印は間接保有を含んだ比率であります。
2. 東芝ロジスティクス(株)は、2021年1月1日にS B S 東芝ロジスティクス(株)に商号変更しました。
3. 上記の他、2021年1月29日に東洋運輸倉庫(株)の株式を取得し、連結子会社化しました。

③ **事業年度末日における特定完全子会社の状況**

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症拡大によって一層の拍車がかかった社会構造の変化等、目まぐるしく変わる経営環境の中、激化する企業間競争を勝ち抜いていくうえで、経営の透明性・効率性の確保およびグループシナジーの極大化が必要であると考えております。当社グループ各社が有する物流機能を融合し、グループとしての一体感をより強化することがグループとしての競争力向上に繋がるものと考えております。

今後の成長を持続するためには、中核に据える3PL事業を推進する物流人材、海外展開に備えたグローバル人材、物流施設開発や将来の技術革新を取り込むためのプロフェッショナル人材の確保が不可欠です。同時に労働人口の減少にともない、物流事業のベースを支えるドライバーなど、経営資源の安定的確保も重要な経営課題と捉え、そのための人事制度の整備を進め、優秀な人材の採用と育成に取り組むほか、社員一人ひとりが働きがい・誇り・生きがいを持てる環境作りに努めてまいります。また、物流企業としての社会的責任を果たすため、交通事故の防止や作業の安全確保などの安全対策、エコドライブの推進や車両・施設に起因する環境負荷の軽減など、環境保全対策に徹底的に取り組めます。さらに、内部統制の強化、コンプライアンスの徹底やリスク対策などを柱に、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組み、社会の期待に応える企業グループとなるようCSR経営を着実に推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動の支配および管理をする持株会社であり、当社および連結子会社28社で構成されております。

なお、当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
物流事業	トラック輸送、鉄道利用運送、低温物流、国際物流、物流センター運営、流通加工、企業向け即配便、個人宅配などの事業とこれらの事業を一括受託する3PL事業、物流コンサルティング事業およびこれらに付帯する事業
不動産事業	所有する施設を倉庫、オフィス、住居などの用途として賃貸する事業および物流施設の開発・流動化事業
その他事業	人材派遣、環境、マーケティング、太陽光発電などの事業

(6) 主要な事業所（2020年12月31日現在）

事業区分	会社名	所在地
持株会社	SBSホールディングス(株)	東京都墨田区
	東芝ロジスティクス(株)	神奈川県川崎市
	東芝物流（上海）有限公司	中国 上海市外高橋
	東芝物流（杭州）有限公司	中国 杭州市
	東芝物流（大連）有限公司	中国 大連市
	東芝物流（香港）有限公司	中国 香港
	TOSHIBA LOGISTICS(THAILAND)Co.,Ltd.	タイ パトゥムターニー
	TOSHIBA LOGISTICS VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム ホーチミン
	TOSHIBA LOGISTICS AMERICA, Inc.	米国 カリフォルニア州
物流事業	TOSHIBA LOGISTICS EUROPE GmbH	ドイツ ヴァイターシュタット
	SBSリコーロジスティクス(株)	東京都墨田区
	RICOH LOGISTICS CORPORATION	米国 カリフォルニア州
	RICOH INTERNATIONAL LOGISTICS(H.K.)Ltd.	中国 香港
	理光国際貨運代理(深圳)有限公司	中国 深圳市
	SBSロジコム(株)	東京都墨田区
	SBSフレイトサービス(株)	神奈川県横浜市
	SBSグローバルネットワーク(株)	東京都墨田区
	SBSフレック(株)	東京都墨田区
	SBSゼンツウ(株)	埼玉県戸田市
	SBS即配サポート(株)	東京都江東区
不動産事業	SBSアセットマネジメント(株)	東京都墨田区
	SBSファイナンス(株)	東京都墨田区
その他事業	SBSスタッフ(株)	東京都墨田区
	マーケティングパートナー(株)	東京都墨田区

(注) 東芝ロジスティクス(株)は、2021年1月1日にSBS東芝ロジスティクス(株)に商号変更しました。

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前期末比増減	
物流事業	9,285名	(11,857名)	2,569名増	(1,450名増)
不動産事業	13名	(1名)	1名減	(-)
その他事業	198名	(221名)	1名減	(27名減)
全社	246名	(19名)	51名増	(1名増)
合計	9,742名	(12,098名)	2,618名増	(1,424名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が当期において2,618名増加しております。主として東芝ロジスティクス(株) (現SBS東芝ロジスティクス(株)) の株式を取得し、子会社としたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
246名 (19名)	51名増 (1名増)	44.7歳	8.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数には、グループ各社から当社への出向者を含んでおりません。
3. 使用人数が当期において51名増加しております。主として管理業務の集約に伴うグループ会社からの出向者の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先および借入額 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)三菱UFJ銀行	38,130
(株)三井住友銀行	13,825
(株)みずほ銀行	8,046
農林中央金庫	6,589
三井住友信託銀行(株)	5,162

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 154,705,200株
- ② 発行済株式の総数 39,718,200株
- ③ 株主数 3,911名 (前期末比 936名増)
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主(上位10名)

株 主 名	所有株式数 株	持株比率 %
鎌田正彦	14,388,400	36.22
(株)日本カストディ銀行(信託口)	5,156,200	12.98
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,575,700	3.96
SBSホールディングス従業員持株会	1,354,100	3.40
特定有価証券信託受託者 (株)SMB C信託銀行	1,200,000	3.02
三井住友信託銀行(株)(信託口 甲13号)	1,000,000	2.51
東武不動産(株)	986,000	2.48
大内純一	800,000	2.01
和佐見 勝	576,700	1.45
伊達 寛	449,800	1.13

(注) 持株比率は、自己株式575株を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鎌田 正彦	経営全般担当 SBSロジコム(株) 代表取締役社長 SBS即配サポート(株) 代表取締役 公益財団法人SBS鎌田財団 代表理事
取 締 役	入 山 賢 一	経営全般社長補佐、監査部、情報システム部担当 専務執行役員
取 締 役	泰 地 正 人	人事部、総務部、法務室、物流品質管理部担当 常務執行役員
取 締 役	若 松 勝 久	SBSリコーロジスティクス(株) 代表取締役 社長執行役員
取 締 役	加 藤 元	SBSフレック(株) 代表取締役社長
取 締 役	岩 崎 二 郎	GCA(株) 社外取締役 (常勤監査等委員) ルネサスエレクトロニクス(株) 社外取締役
取 締 役	関 本 哲 也	弁護士 (株)IBJ 社外取締役
取 締 役	星 秀 一	伊藤忠食品(株) 理事 森永製菓(株) 社外取締役
常 勤 監 査 役	山 下 泰 博	SBSロジコム(株) 監査役 SBSリコーロジスティクス(株) 監査役 東芝ロジスティクス(株) 監査役
常 勤 監 査 役	掛 橋 幸 喜	SBSロジコム(株) 監査役 SBSリコーロジスティクス(株) 監査役
監 査 役	竹 田 正 人	(株)ジャステック 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	松 本 正 人	(株)サンドラッグ 社外取締役

- (注) 1. 取締役岩崎二郎、取締役関本哲也および取締役星秀一の3氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役竹田正人および監査役松本正人の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役山下泰博、監査役竹田正人および監査役松本正人の3氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 (1) 監査役山下泰博氏は、長年、財務、経理業務に携わり、豊富な経験を有しております。
 (2) 監査役掛橋幸喜氏は、長年、財務、経理業務に携わり、豊富な経験を有しております。
 (3) 監査役竹田正人氏は、長年、財務、経理業務に携わり、豊富な経験を有しております。
 (4) 監査役松本正人氏は、金融機関における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、取締役岩崎二郎、取締役関本哲也および監査役竹田正人の3氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 取締役佐藤佳嗣氏は、2020年3月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。
6. 東芝ロジスティクス(株)は2021年1月1日付でS B S 東芝ロジスティクス(株)に商号変更しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

イ. 当期に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	98百万円 (19百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	35百万円 (10百万円)
合計	13名	134百万円

- (注) 1. 当社の取締役の報酬は、客観性および透明性を確保するため、取締役会において決議された「取締役報酬内規」に従って代表取締役社長が設定し、社外取締役の意見を求めたうえで決定しております。
また、取締役の報酬は、役位ごとに定められた基本報酬と会社業績に連動した業績報酬で構成されております。
なお、監査役および社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。
2. 取締役には、上記の表中の取締役報酬とは別に子会社からの役員報酬38百万円が支給されております。
3. 取締役の報酬限度額は、1999年12月22日開催の株主総会の決議において年額144百万円以内、監査役の報酬限度額は、2020年3月26日開催の株主総会の決議において年額50百万円以内となっております。
- ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額
当期において、社外取締役および社外監査役が役員を兼任する子会社はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役岩崎二郎氏は、G C A(株)の社外取締役（常勤監査等委員）およびルネサスエレクトロニクス(株)の社外取締役であります。当社とこれらの兼職先との間には、いずれも特別の関係はありません。
- ・取締役関本哲也氏は、(株)I B Jの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役星秀一氏は、伊藤忠食品(株)の理事であります。当期の同社との取引実績は連結売上高の2%に満たないものであります。また、同氏は、森永製菓(株)の社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹田正人氏は、(株)ジャステックの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松本正人氏は、(株)サンドラッグの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

社 外 役 員		活 動 状 況
取締役	岩 崎 二 郎	当期に開催された取締役会16回中15回出席し、必要に応じ、長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識からの発言を行っております。
取締役	関 本 哲 也	当期に開催された取締役会16回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地および社外役員としての経験と知見からの発言を行っております。
取締役	星 秀 一	当期に開催された取締役会16回すべてに出席し、必要に応じ、長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識からの発言を行っております。
監査役	竹 田 正 人	当期に開催された取締役会16回中15回、監査役会14回中13回に出席し、必要に応じ、財務・経理業務に関する長年の経験と知見からの発言を行っております。
監査役	松 本 正 人	当期に開催された取締役会16回すべて、監査役会14回すべてに出席し、金融機関における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定にもとづく取締役会決議があったとみなす書面決議が、2020年11月および2020年12月に計2回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人に関する事項

① 名称 E Y新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	92百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	111百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬見積り金額の算定根拠について検討した結果、上記の金額に同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、収益認識に関する会計基準の適用に係る助言業務について対価を支払っております。

⑤ 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に記載のいずれかに該当すると認められた場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任することができます。

会計監査人を解任した場合は、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策のひとつと位置づけ、より強固な経営基盤の構築のために内部留保の充実を図るとともに、継続的な配当維持と業績に応じた配当水準の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

当社は、上記の基本方針のもと、当期の業績および財務の状況などを総合的に勘案し、以下のとおり、当社普通株式1株あたりの普通配当を金35円といたします。これは、前期に比べ5円の増配となります。

配当財産の種類	金銭	
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 配当総額	金35円 金1,390,116,875円
剰余金の配当が効力を生ずる日	2021年3月8日	

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	104,530	流 動 負 債	111,102
現金及び預金	27,543	支払手形及び買掛金	30,828
受取手形及び売掛金	55,189	電子記録債務	4,574
リース債権及びリース投資資産	980	短期借入金	42,790
たな卸資産	13,236	1年内返済予定の長期借入金	9,765
その他	7,615	未払金	4,995
貸倒引当金	△35	未払費用	6,021
固 定 資 産	150,020	リース債務	875
有 形 固 定 資 産	96,179	未払法人税等	2,498
建物及び構築物	21,689	未払消費税等	3,382
機械装置及び運搬具	13,076	賞与引当金	2,403
土地	49,424	その他	2,966
リース資産	2,715	固 定 負 債	75,301
建設仮勘定	7,231	長期借入金	45,047
その他	2,042	長期預り保証金	1,980
無 形 固 定 資 産	33,495	リース債務	2,352
のれん	8,895	退職給付に係る負債	11,579
顧客関連資産	21,108	繰延税金負債	10,770
その他	3,491	資産除去債務	2,551
投 資 そ の 他 の 資 産	20,345	その他	1,020
投資有価証券	10,728	負 債 合 計	186,404
差入保証金	7,522	純 資 産 の 部	
その他	2,169	株 主 資 本	50,293
貸倒引当金	△76	資 本 金	3,920
資 産 合 計	254,550	資 本 剰 余 金	2,651
		利 益 剰 余 金	43,722
		自 己 株 式	△0
		その他の包括利益累計額	462
		その他有価証券評価差額金	455
		為替換算調整勘定	△89
		退職給付に係る調整累計額	95
		非 支 配 株 主 持 分	17,390
		純 資 産 合 計	68,146
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	254,550

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		257,192
原価	利益		230,389
売上	総		26,802
費用及び一般管理	利益		15,841
営業	業外		10,960
受取	取	19	息金
持分	取	52	当
その	法に	543	投資
営業	の	168	利益
支	外		783
そ	払		
経	の	713	息
	常	147	他
	利		860
	益		10,883
特	別		
固	定		
投	資	89	却
	有	409	却
	価		益
	証		499
特	別		
固	定		
固	定		
投	資	40	却
	有	53	却
	価	20	損
	証	2	損
	の		他
			117
税金等調整	前		
法人税、住民税及び事業	当	4,265	期
法人税等調整	純	△268	利
	利		益
	益		11,266
当期	純		
非支配株主に帰属する	利		
親会社株主に帰属する	益		
	益		7,268
			442
			6,826

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計
2020年1月1日 期首残高	3,920	2,651	37,956	△0	44,527
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,191		△1,191
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,826		6,826
連結及び持分法の 適用範囲の変動			130		130
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	5,765	－	5,765
2020年12月31日 期末残高	3,920	2,651	43,722	△0	50,293

	その他の包括利益累計額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2020年1月1日 期首残高	825	△132	△93	600	8,948	54,077
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,191
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						6,826
連結及び持分法の 適用範囲の変動						130
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△370	43	189	△138	8,441	8,303
連結会計年度中の変動額合計	△370	43	189	△138	8,441	14,069
2020年12月31日 期末残高	455	△89	95	462	17,390	68,146

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	53,677	流 動 負 債	65,566
現金及び預金	19,822	短期借入金	41,480
前払費用	361	1年内返済予定の長期借入金	9,755
短期貸付金	30,749	未払金	490
未収入金	2,630	未払費用	98
その他	116	未払法人税等	817
貸倒引当金	△2	前受金	7
固 定 資 産	73,017	預り金	12,870
有 形 固 定 資 産	1,509	その他	48
建物	43	固 定 負 債	44,882
機械及び装置	273	長期借入金	44,840
工具、器具及び備品	109	繰延税金負債	34
土地	1,049	その他	7
その他	34	負 債 合 計	110,449
無 形 固 定 資 産	627	純 資 産 の 部	
商標権	12	株 主 資 本	16,061
ソフトウェア	223	資 本 金	3,920
その他	391	資 本 剰 余 金	2,396
投 資 其 他 の 資 産	70,881	資本準備金	2,250
投資有価証券	507	その他資本剰余金	146
関係会社株式	64,842	利 益 剰 余 金	9,744
関係会社長期貸付金	4,875	その他利益剰余金	9,744
その他	655	繰越利益剰余金	9,744
資 産 合 計	126,695	自 己 株 式	△0
		評価・換算差額等	184
		その他有価証券評価差額金	184
		純 資 産 合 計	16,246
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	126,695

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			8,176
営 業 費 用			3,683
営 業 利 益			4,493
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		280	
そ の 他		5	285
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		629	
そ の 他		19	648
経 常 利 益			4,130
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1	1
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 評 価 損		20	
そ の 他		2	22
税 引 前 当 期 純 利 益			4,109
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		71	
法 人 税 等 調 整 額		△31	39
当 期 純 利 益			4,069

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益 剰余金 合計		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
2020年1月1日 期首残高	3,920	2,250	146	2,396	65	6,801	6,866	△0	13,183	
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩					△65	65	－		－	
剰余金の配当						△1,191	△1,191		△1,191	
当期純利益						4,069	4,069		4,069	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△65	2,942	2,877	－	2,877	
2020年12月31日 期末残高	3,920	2,250	146	2,396	－	9,744	9,744	△0	16,061	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
2020年1月1日 期首残高	180	180	13,364
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩			－
剰余金の配当			△1,191
当期純利益			4,069
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	4	4	4
事業年度中の変動額合計	4	4	2,881
2020年12月31日 期末残高	184	184	16,246

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

SBSホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 月本洋一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田勝也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBSホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBSホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

SBSホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 月本洋一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田勝也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBSホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年2月24日

S B S ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 山下 泰 博 ㊟

常勤監査役 掛 橋 幸 喜 ㊟

社外監査役 竹 田 正 人 ㊟

社外監査役 松 本 正 人 ㊟

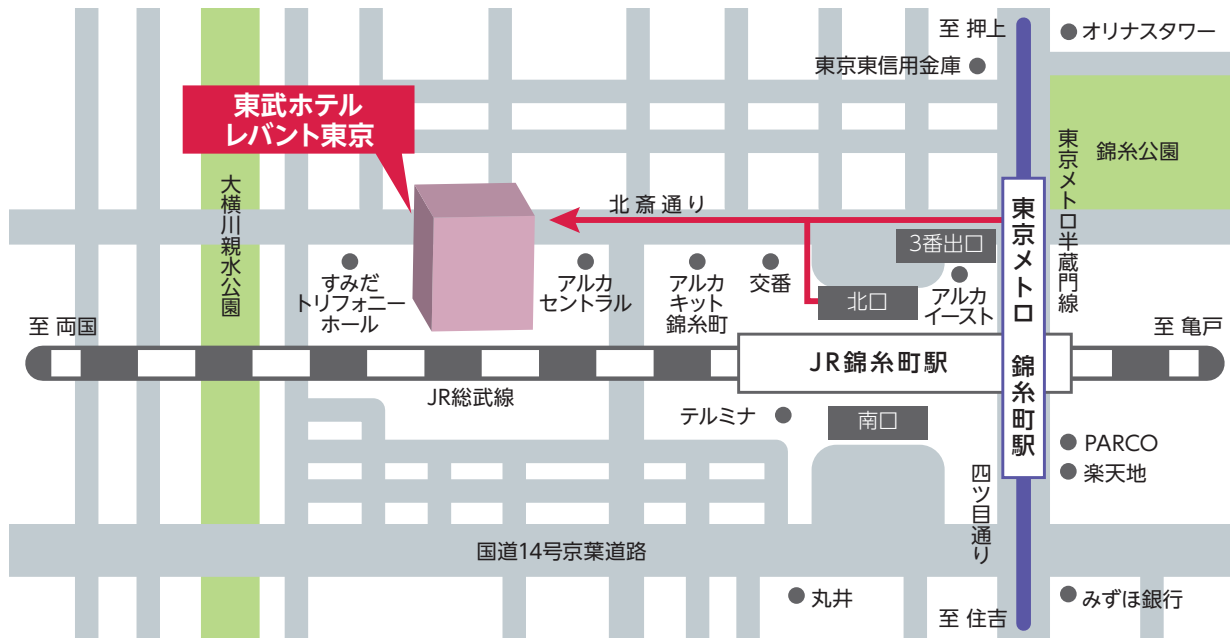
以上

株主総会会場ご案内図



東武ホテルレバント東京 4階「錦」

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号 TEL. 03(5611)5511(代)



J R 総武線

「錦糸町駅」北口より → 徒歩約 3分

東京メトロ半蔵門線

「錦糸町駅」3番出口より → 徒歩約 3分

SBSホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。